

第3 通信料

1 適用

通信料の適用については、第52条（通信料の支払い義務）又は第60条（相互接続通信の料金の取扱い）の規定によるほか、次のとおりとします。

1-1 適用

通信料の適用					
(1) 通信の条件等	<p>ア 契約者回線から行う通信については、あらかじめ第43条（通信の種類等）に規定する通信の区別を端末設備等の操作により選択していただきます。</p> <p>イ 基本使用料について、第4種DFIを選択している3Gサービスの契約者回線との間の通話モードによる通信及びメッセージ通信モードによる通信は行うことができません。</p> <p>ウ (削除)</p> <p>エ モジュールサービス(i)に係る契約者回線との間のパケット通信以外の通信（当社が別に定めるものを除きます。）は行うことができません。</p> <p>オ 3Gプリペイドサービス(s)契約者は、メッセージ通信モードによる文字メッセージの送信を行うことができません。ただし、SI機能又はSI機能(i)の提供を受けている場合、契約者回線への送信についてはこの限りではありません。</p> <p>カ 3Gプリペイドサービス(s)契約者に係る契約者回線との間のデジタル通信モードによる通信は行うことができません。</p> <p>キ メッセージ通信モード又はパケット通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、当社の電気通信設備に蓄積した文字メッセージ又はメッセージデータ（以下この欄において「メッセージデータ等」といいます。）は、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>ク キの規定によるほか、第41条（3G通信サービスの利用中止）の規定により利用の中止があったときは、蓄積されているメッセージデータ等が消去されることがあります。この場合において、消去されたメッセージデータ等の復元はできません。</p> <p>ケ 契約者は、当社が別に定める方法により指定した文字メッセージの受信を行わないようにすることができます。</p> <p>コ メッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>サ 国際通信は、本邦から別記20に定める国又は地域への相互接続通信（当社の国際電気通信役務に係る電気通信設備への通信に限ります。）に限り行うことができます。</p> <p>シ 当社は、国際通信及び国際メッセージ通信の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>ス 国際通信及び国際メッセージ通信は、本邦外の法令、本邦外で電気通信事業を営む者が定めるところによりその取扱いが制限されることがあります。</p> <p>セ メッセージ通信モードにより行う通信において、仮想携帯電話事業者が提供する電気通信サービス（別に定める直取パケット交換機又は中継交換機を介して行う接続を伴う場合に限りします。）に係る電気通信回線へ行った通信は、一般通信とみなして取り扱います。</p>				
(2) 通信地域区分等の適用	<p>ア 当社は、一般通信に関する料金を適用するため、通信地域を次のとおり区分します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">通信地域区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 同一県内通信</td> <td>その通信を行った契約者回線に接続されている移動無線装置の</td> </tr> </tbody> </table>	通信地域区分	地域の範囲	(ア) 同一県内通信	その通信を行った契約者回線に接続されている移動無線装置の
通信地域区分	地域の範囲				
(ア) 同一県内通信	その通信を行った契約者回線に接続されている移動無線装置の				

		在圏する地域と、その通信の着信側の契約者回線に接続されている移動無線装置の在圏地域とが同一都道府県内となる通信。
	(イ) その他の通信	(ア)以外の通信。
	イ 当社は、国際通信に関する料金を適用するため、次のとおり区分します。	
	通信区分	内容
	(ア) 一般国際通信	相互接続通信であって、本邦外に着信する通信。
	(イ) 特定国際通信	相互接続通信であって、インマルサットシステムに係る移動地球局又は当社が別に定める衛星局設備に係る移動無線装置に着信する通信。
	ウ 当社は、一般国際通信に関する料金を適用するため、別記 20 に定める国際通信地域区分により地域を区分します。	
	エ 国際通信地域区分は、通信を開始した時点の区分を適用し、その通信が終了するまで変更しません。	
(3) (削除)		
(4) 昼間、夜間、土曜日・日曜日・祝日及び深夜・早朝時間帯等の料金額の適用	ア (削除)	
	イ	通信に関する料金は、本邦の暦及び時刻により適用します。
(5) 通信時間等の測定等	ア 通信時間等の測定については、次のとおりとします。	
	区別	通信時間等の測定
	(ア) 通話モード及びデジタル通信モードに係る通信	双方の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備を接続して通信できる状態（通信できる状態として当社が認知したものを含みます。）にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備のボタン操作等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第 48 条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。 ただし、当社が必要と認めた場合に限り、当社は長時間継続した通信の通信時間を任意の時刻において分割して測定することがあります。
	(イ) パケット通信モードに係る通信	課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。
	(ウ) メッセージ通信モードに係る通信	通信の回数は、当社の機器により測定します。
	イ 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間は、アの通信時間には含みません。	
	ウ パケット通信モードに係る通信に関する料金は、当社が別に定める通信種別ごとの 1 料金月の課金対象パケットの総情報量について、128byte ごとに 1 の課金対象パケットとし、2（料金額）の規定により算定した額を適用します。	
	エ パケット通信モードに係る通信については、以下のとおり区分して取扱います。	

	<p>(ア) PC サイトブラウザ (SI機能の指定先情報接続機能を利用する為のプログラムであって当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。) の使用に係る通信。</p> <p>(イ) PC サイトダイレクトに係る通信 (接続情報 (当社が SI機能に係る指定先情報接続機能のために設置する電気通信設備に接続するための経路情報及び接続する際に行う認証のための情報をいいます。) を設定したプログラムであって当社が別に定めるものを使用して、SI機能に係る指定先情報接続機能を利用するための通信をいいます。以下同じとします。)</p> <p>(ウ) SI機能の指定先情報接続機能に係る通信であって、(ア)又は(イ)以外のもの。</p> <p>(エ) (ア)から(ウ)以外の通信。</p> <p>オ (5)の2欄の通信の付加サービスに関する取扱いに規定する相互接続番号案内自動接続サービスを利用した通信を行った場合は、相互接続番号案内に係る通信時間に相互接続番号案内自動接続サービスに係る通信時間を加算して測定します。</p> <p>この場合において、相互接続番号案内自動接続サービスに係る通信時間は、ア及びイの規定にかかわらず、相互接続番号案内自動接続サービスの利用の請求を行った時刻から起算します。</p>				
<p>(5)の 2 通信の付加サービスに関する取扱い</p>	<p>ア 通信の付加サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="395 831 1505 1171"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 831 794 880">種類</th> <th data-bbox="794 831 1505 880">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 880 794 1171">相互接続番号案内自動接続サービス</td> <td data-bbox="794 880 1505 1171">相互接続番号案内により案内された電気通信番号 (当社が別に定めるものに限り、以下この欄において「対象電気通信番号」といいます。) に対して、契約者からの請求 (当社が別に定めるものに限り、以下この欄において「対象電気通信番号」への通話モードによる通信を行うサービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 相互接続番号案内自動接続サービスを利用して行った通信に関する料金は、2 (料金額) 2-1-1 (1) ア(イ)の規定に基づき算定した料金額に 2-1-1 (5) アに規定する通信付加料を加算したものと、その通信を行った契約者回線の契約者が料金の支払いを要します。</p> <p>ウ 通信の付加サービスに係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>	種類	内容	相互接続番号案内自動接続サービス	相互接続番号案内により案内された電気通信番号 (当社が別に定めるものに限り、以下この欄において「対象電気通信番号」といいます。) に対して、契約者からの請求 (当社が別に定めるものに限り、以下この欄において「対象電気通信番号」への通話モードによる通信を行うサービス
種類	内容				
相互接続番号案内自動接続サービス	相互接続番号案内により案内された電気通信番号 (当社が別に定めるものに限り、以下この欄において「対象電気通信番号」といいます。) に対して、契約者からの請求 (当社が別に定めるものに限り、以下この欄において「対象電気通信番号」への通話モードによる通信を行うサービス				
<p>(6) 料金種別の選択等に伴う通信料の適用</p>	<p>ア 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、第 1(基本使用料)2(料金額)に規定する料金種別に対応する①-I から⑧-I の料金額を適用します。</p> <p>イ 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者から料金種別の変更の届出があったときは、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月から変更後の料金種別に対応する料金額を適用します。</p> <p>ただし、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ウ (削除)</p>				
<p>(7) (削除)</p>					
<p>(8) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信料の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料 (2 (料金額) 2-1-1 (5) に規定する通信付加料を除きます。以下同じとします。) は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去 1 年間の実績を把握することができるとき</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日 (初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日) の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じ</p>				

	<p>て得た額。</p> <p>イ ア以外のとき</p> <p>把握可能な実績に基づいて次表に規定する方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。</p> <table border="1"> <tr> <td>(7) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</td> <td>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合</td> <td>機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間に日数を乗じて得た額</td> </tr> </table>	(7) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額	(4) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間に日数を乗じて得た額
(7) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額				
(4) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合	機器の故障等により正しく算定することができなかった日前的実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間に日数を乗じて得た額				
(9) 通信に関する料金の減免	<p>次の通信（通話モード又はパケット通信モードに限ります。以下この欄において同じとします。）については、第52条（通信料の支払い義務）第1項又は第60条（相互接続通信の料金の取扱い）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>ア 番号規則に規定する緊急通報番号を用いて行う緊急機関への通信</p> <p>イ 災害が発生した場合に、当社が指定する他社公衆電話からの通信のうちり災者が行う通信</p> <p>ウ 3G通信サービスに関する問合せ、申込み又は災害時の安否情報の登録等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通信(当社が別に定める通信に限ります。)</p> <p>エ 料金表第1表第4（相互接続番号案内料）1（適用）(3)欄に規定する相互接続番号案内料免除者の契約者回線から行った相互接続番号案内への通信</p> <p>オ 第2（付加機能使用料）2（料金額）に規定する内線通信機能を利用して行った通信</p>				
(10) (削除)					
(11) (削除)					
(12) (削除)					
(13) 各種割引の適用等	<p>ア (1)から(12)欄の規定によるほか、契約者回線から行った通信に関する料金について、この1-1（適用）、1-2（タイプIに係る適用）の規定に基づき適用（選択性による割引等の適用を除きます。）又は取扱いを行います。</p> <p>イ 当社は、契約者から届出があったときは、その契約者回線から行った通信に関する料金について、この1-1及び1-2の規定に基づき選択制による割引等を適用します。</p> <p>ただし、割引等の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく支障があるときは、その割引等の適用に関する契約者からの届出を承諾しないことがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。</p>				
(14) (削除)					
(15) (削除)					
(16) 第一種パケット通	ア 第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用とは、契約者（3Gサービス契約者に限ります。				

信モードに係る定額
通信料の適用

【パケットし放題】

【パケットし放題 S】

以下この欄において同じとします。)の選択により、パケット通信モードによる通信について、(イ)の通信料の規定に基づき、(ウ)に定める方法により算定した通信に関する料金の月間累計額に代えて、(エ)に規定する定額通信料の適用を行うことをいいます。この場合において、第一種パケット通信モードに係る定額通信料には2種類あり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

(イ) 第一種パケット通信モードに係る定額通信料の種類

種類
パケットし放題
パケットし放題 S

(イ) 通信料の適用

① パケットし放題

区分	料金額
2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.08 円(0.088 円)

② パケットし放題 S

区分	料金額
2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.1 円(0.11 円)

(ウ) 月間累計額の算定

通信に関する料金の月間累計額は、次のとおり算定します。

- ① パケット通信モードによる通信(第3通信料1(適用)1-1(適用)(5)通信時間の測定等エ(エ)に規定する通信のうち当社が別に定めるアクセスポイントに係る通信(以下「アクセスインターネットプラスに係る通信」といいます。)、PCサイトブラウザ及びPCサイトダイレクトに係る通信を除きます。)に関する料金を(イ)の規定により計算します。ただし、計算して得た額が4,200円(4,620円)を超える場合は、4,200円(4,620円)とします。
- ② パケット通信モードによる通信(PCサイトブラウザ及びアクセスインターネットプラスに係る通信に限ります。)に関する料金を(イ)の規定により計算し、①で算定して得た額に加えます。ただし、この合計額が5,700円(6,270円)を超える場合は、5,700円(6,270円)とします。
- ③ パケット通信モードによる通信(PCサイトダイレクトに係る通信に限ります。)に関する料金を(イ)の規定により計算し、①、②で算定して得た額に加えます。ただし、この合計額が9,334円(10,267.4円)を超える場合は、9,334円(10,267.4円)とします。

(エ) 定額通信料

(ウ)の規定により算定した料金額を、次表のとおり適用します。

ただし、第1(基本使用料)1(適用)1-2(タイプIに係る適用)(9)欄に規定する障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている契約者回線に係る定額通信料は、次表の規定にかかわらず、(ウ)の規定により算定した料金額とします。

① パケットし放題

1 契約ごとに

(ウ)の規定により算定した料金額	定額通信料(月額)
980円(1,078円)未満	980円(1,078円)(最小定額通信料)
980円(1,078円)以上 9,334円(10,267.4円)未満	(ウ)の規定により算定した料金額と同額

9,334 円(10,267.4 円)以上	9,334 円(10,267.4 円) (最大定額通信料)
-----------------------	-------------------------------

② パケットし放題 S

1 契約ごとに

(ウ)の規定により算定した料金額	定額通信料 (月額)
372 円(409.2 円)未満	372 円(409.2 円) (最小定額通信料)
372 円(409.2 円)以上 9,334 円(10,267.4 円)未満	(ウ)の規定により算定した料金額と同額
9,334 円(10,267.4 円)以上	9,334 円(10,267.4 円) (最大定額通信料)

イ 第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用は、第 2 (付加機能使用料) に規定する S!機能の提供を受けている契約者が、次に該当しない場合に限り選択することができます。

種類	選択することができない場合
パケットし放題	(ア) (削除) (イ) 通信料について、(18)欄の適用を受けているとき。
パケットし放題 S	(ア) (削除) (イ) 基本使用料について、第 1(基本使用料)1(適用)1-1(適用)(4)欄若しくは(6)欄又は 1-2(タイプ I に係る適用)(9)欄の適用を受けているとき。 (ウ) 通信料について、(15)欄又は(18)欄の適用を受けているとき。

ウ 第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信

(イ) (ア)以外のもの

① 別記 13 に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信

② ①以外のもの

A S!機能の利用によるパケット通信以外のパケット通信(アクセスインターネットプラスに係る通信を除きます。)

エ 第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を開始する場合の取り扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。

	第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用
1 3G 通信サービスに係る契約の締結と同時に第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者が新たに第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
3 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けて	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の初日の通信料から、この第一種パケット通信モ

いない契約者が新たに第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	ードに係る定額通信料の適用の対象とします。
--	-----------------------

オ 当社は、第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者回線について、第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する届出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止します。

- (7) 3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき。
- (4) 第 73 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (ウ) その他イに規定する条件を満たさなくなったとき。

カ 第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する場合の取扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、同表の 1 欄の規定による第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止後、2 欄に該当する場合は生じたときは、2 欄の規定によるものとします。ただし、オ(4)に該当するものについては登録を完了した日の属する前料金月とします。

	第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用
1 2 以外により第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の廃止があったとき	その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通信料について、この第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
2 3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき	その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日までの通信料について、この第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

キ 第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択した契約者は、定額通信料が適用される料金月については、利用の一時中断をしたとき、利用停止があったとき、その他 3G 通信サービスを利用できなかった期間があった場合でも、ア(エ)に規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、3G 通信サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月についてその状態が連続したときは、その料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額通信料については、その支払いを要しません。

ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ケ ア(エ)に規定する定額通信料のうち、最小定額通信料は、通則 1(月額料金の日割り)の規定に準じて取り扱います。

この場合、ア(エ)①及び②の表左欄に規定する 980 円(1,078 円)又は 372 円(409.2 円)については、「最小定額料を日割りした額」と読み替えて適用します。

コ 第一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用は、料金月単位で行います。

(17) (削除)

(18) 第三種パケット通信モードに係る定額

ア 第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用とは、契約者（3G サービス契約者及び 3G サービス(i)契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）の選択により、パケット通信モードに

<p>通信料の適用</p> <p>【ポケットし放題フラット】</p>	<p>ついて、(ア)の通信料の規定に基づき、(イ)に定める方法により算定した通信に関する料金の月間累計額に代えて、(ウ)に規定する定額通信料の適用を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 通信料</p> <table border="1" data-bbox="395 257 1503 405"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの</td> <td>1 課金対象ポケットごとに 0.08 円(0.088 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 月間累計額の算定</p> <p>通信に関する料金の月間累計額は、次のとおり算定します。</p> <p>① ポケット通信モードによる通信(PC サイトブラウザ、PC サイトダイレクト及びアクセスインターネットプラスに係る通信を除きます。)に関する料金を(ア)の規定により計算します。ただし、計算して得た額が 4,200 円(4,620 円)を超える場合は、4,200 円(4,620 円)とします。</p> <p>② ポケット通信モードによる通信(PC サイトブラウザ、PC サイトダイレクト及びアクセスインターネットプラスに係る通信に限ります。)に関する料金を(ア)の規定により計算し、①で算定して得た額に加えます。</p> <p>(ウ) 定額通信料の適用</p> <p>(イ)の規定により算定した料金額を、次表のとおり適用します。</p> <table border="1" data-bbox="395 887 1503 1128"> <thead> <tr> <th>(イ)の規定により算定した料金額</th> <th>定額通信料 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,200 円(4,620 円)未満</td> <td>4,200 円(4,620 円)</td> </tr> <tr> <td>4,200 円(4,620 円)以上 5,700 円(6,270 円)未満</td> <td>(イ)の規定により算定した料金額と同額</td> </tr> <tr> <td>5,700 円(6,270 円)以上</td> <td>5,700 円(6,270 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用は、第 2 (付加機能使用料)に規定する S!機能の提供を受けている契約者が、次に該当しない場合に限り選択することができます。</p> <p>(ア) (削除) (イ) 通信料について、(16)欄の適用を受けているとき。</p> <p>ウ 第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。</p> <p>(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信</p> <p>(イ) (ア)以外のもの</p> <p>① 別記 13 に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信</p> <p>② ①以外のもの</p> <p>A S!機能の利用によるポケット通信以外のポケット通信(アクセスインターネットプラスに係る通信を除きます。)</p> <p>エ 第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用を開始する場合の取扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="395 1753 1503 2132"> <thead> <tr> <th></th> <th>第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 3G 通信サービスに係る契約の締結と同時に第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき</td> <td>その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 ポケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けて</td> <td>その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この第三種ポケット通</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの	1 課金対象ポケットごとに 0.08 円(0.088 円)	(イ)の規定により算定した料金額	定額通信料 (月額)	4,200 円(4,620 円)未満	4,200 円(4,620 円)	4,200 円(4,620 円)以上 5,700 円(6,270 円)未満	(イ)の規定により算定した料金額と同額	5,700 円(6,270 円)以上	5,700 円(6,270 円)		第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用	1 3G 通信サービスに係る契約の締結と同時に第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。	2 ポケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けて	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この第三種ポケット通
	区分	料金額																	
	2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの	1 課金対象ポケットごとに 0.08 円(0.088 円)																	
	(イ)の規定により算定した料金額	定額通信料 (月額)																	
	4,200 円(4,620 円)未満	4,200 円(4,620 円)																	
	4,200 円(4,620 円)以上 5,700 円(6,270 円)未満	(イ)の規定により算定した料金額と同額																	
	5,700 円(6,270 円)以上	5,700 円(6,270 円)																	
		第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用																	
	1 3G 通信サービスに係る契約の締結と同時に第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この第三種ポケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。																	
	2 ポケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けて	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この第三種ポケット通																	

<p>いる契約者が新たに第三種 パケット通信モードに係る 定額通信料の適用を選択し たとき</p>	<p>信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。</p>
<p>3 パケット通信モードに係る 定額通信料の適用を受けて いない契約者が新たに第三 種パケット通信モードに係 る定額通信料の適用を選択 したとき</p>	<p>その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の初日の通信料から、この第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。</p>

オ 当社は、第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者回線について、第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する届出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止します。

- (7) 3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき。
- (4) 第 73 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (ウ) その他イに規定する条件を満たさなくなったとき。

カ 第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する場合の取扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、同表の 1 欄の規定による第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止後、2 欄に該当する場合が生じたときは、2 欄の規定によるものとします。ただし、オ(4)に該当するものについては登録を完了した日の属する前料金月とします。

第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用	
<p>1 2 以外により第三種パケッ ト通信モードに係る定額通 信料の適用の廃止があつた とき</p>	<p>その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通信料について、この第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。</p>
<p>2 3G 通信サービスに係る契 約の解除があつたとき</p>	<p>その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日までの通信料について、この第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。</p>

キ 第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択した契約者は、定額通信料が適用される料金月については、利用の一時中断をしたとき、利用停止があつたとき、その他 3G 通信サービスを利用できなかった期間があつた場合でも、ア(ウ)に規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、3G 通信サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月についてその状態が連続したときは、その料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額通信料については、その支払いを要しません。

ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ケ ア(ウ)に規定する定額通信料について、第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止するときは、同一料金月内に第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を開始した場合を除き、日割りは行いません。

コ 第三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用は、料金月単位で行います。

<p>(19) 第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用 【パケット放題S for スマートフォン】</p>	<p>ア 第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用とは、契約者（3G サービス(s)契約者に限りま す。以下この欄において同じとします。）の選択により、パケット通信モードによる通信について、(ア) の通信料の規定に基づき算定した通信に関する料金の月間累計額に代えて、(イ)に規定する定額通信料 の適用を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 通信料の適用</p> <table border="1" data-bbox="395 405 1503 551"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの</td> <td>1 課金対象パケットごとに 0.05 円(0.055 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 定額通信料</p> <p>(ア)の規定により算定した料金額を、次表のとおり適用します。</p> <p>ただし、第 1 (基本使用料)1 (適用) 1-2 (タイプ I に係る適用)(9)欄に規定する障がい者割引に係 る基本使用料割引の適用を受けている契約者回線に係る定額通信料は、(ア)の規定により算定した 料金額が 372 円(409.2 円)未満の場合、次表の規定にかかわらず、その算定した料金額とします。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="395 837 1503 1037"> <thead> <tr> <th>(ア)の規定により算定した料金額</th> <th>定額通信料 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>372 円(409.2 円)未満</td> <td>372 円(409.2 円) (最小定額通信料)</td> </tr> <tr> <td>372 円(409.2 円)以上 5,700 円(6,270 円)未満</td> <td>(ア)の規定により算定した料金額と同額</td> </tr> <tr> <td>5,700 円(6,270 円)以上</td> <td>5,700 円(6,270 円) (最大定額通信料)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用は、第 2 (付加機能使用料)に規定する S!機能 の提供を受けている契約者が、次に該当しない場合に限り選択することができます。</p> <p>(ア) 通信料について、(20)欄の適用を受けているとき。</p> <p>ウ 第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除き ます。</p> <p>(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信</p> <p>(イ) (ア)以外のもの</p> <p>① 別記 13 に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信</p> <p>② ①以外のもの</p> <p style="padding-left: 2em;">A S!機能の利用によるパケット通信以外のパケット通信(アクセスインターネットプラスに係 る通信を除きます。)</p> <p>エ 第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を開始する場合の取扱いについては、当社が別 に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="395 1659 1503 2087"> <thead> <tr> <th></th> <th>第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 3G 通信サービスに係る契 約の締結と同時に第四種パ ケット通信モードに係る定 額通信料の適用を選択した とき</td> <td>その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した 日の通信料から、この第四種パケット通信モードに係る定額通信料 の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 パケット通信モードに係る 定額通信料の適用を受けて いる契約者が新たに第四種</td> <td>その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した 日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この第四種パケット通 信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.05 円(0.055 円)	(ア)の規定により算定した料金額	定額通信料 (月額)	372 円(409.2 円)未満	372 円(409.2 円) (最小定額通信料)	372 円(409.2 円)以上 5,700 円(6,270 円)未満	(ア)の規定により算定した料金額と同額	5,700 円(6,270 円)以上	5,700 円(6,270 円) (最大定額通信料)		第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用	1 3G 通信サービスに係る契 約の締結と同時に第四種パ ケット通信モードに係る定 額通信料の適用を選択した とき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した 日の通信料から、この第四種パケット通信モードに係る定額通信料 の適用の対象とします。	2 パケット通信モードに係る 定額通信料の適用を受けて いる契約者が新たに第四種	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した 日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この第四種パケット通 信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
区分	料金額																		
2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.05 円(0.055 円)																		
(ア)の規定により算定した料金額	定額通信料 (月額)																		
372 円(409.2 円)未満	372 円(409.2 円) (最小定額通信料)																		
372 円(409.2 円)以上 5,700 円(6,270 円)未満	(ア)の規定により算定した料金額と同額																		
5,700 円(6,270 円)以上	5,700 円(6,270 円) (最大定額通信料)																		
	第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用																		
1 3G 通信サービスに係る契 約の締結と同時に第四種パ ケット通信モードに係る定 額通信料の適用を選択した とき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した 日の通信料から、この第四種パケット通信モードに係る定額通信料 の適用の対象とします。																		
2 パケット通信モードに係る 定額通信料の適用を受けて いる契約者が新たに第四種	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した 日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この第四種パケット通 信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。																		

パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	
3 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けていない契約者が新たに第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の初日の通信料から、この第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

オ 当社は、第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者回線について、第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する届出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止します。

- (7) 3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき。
- (4) 第 73 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (9) その他イに規定する条件を満たさなくなったとき。

カ 第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する場合の取扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、同表の 1 欄の規定による第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止後、2 欄に該当する場合が生じたときは、2 欄の規定によるものとします。ただし、オ(4)に該当するものについては登録を完了した日の属する前料金月とします。

	第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用
1 2 以外により第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の廃止があったとき	その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通信料について、この第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
2 3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき	その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日までの通信料について、この第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

キ 第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択した契約者は、定額通信料が適用される料金月については、利用の一時中断をしたとき、利用停止があったとき、その他 3G 通信サービスを利用できなかった期間があった場合でも、ア(4)に規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、3G 通信サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月についてその状態が連続したときは、その料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額通信料については、その支払いを要しません。

ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ケ ア(4)に規定する定額通信料のうち、最小定額通信料は、通則 1(月額料金の日割り)の規定に準じて取り扱います。

この場合、ア(4)の表左欄に規定する 372 円(409.2 円)については、「最小定額通信料を日割りした額」と読み替えて適用します。

コ 第四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用は、料金月単位で行います。

<p>(20) 第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用</p> <p>【パケットし放題フラット for スマートフォン】</p>	<p>ア 第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用とは、契約者（3G サービス(s)契約者に限りま す。以下この欄において同じとします。）の選択により、パケット通信モードによる通信について、(ア) の通信料の規定に基づき、(イ)に定める方法により算定した通信に関する料金の月間累計額に代えて、 (ウ)に規定する定額通信料の適用を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 通信料</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 398 794 454">区分</th> <th data-bbox="794 398 1527 454">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 454 794 555">2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの</td> <td data-bbox="794 454 1527 555">1 課金対象パケットごとに 0.08 円(0.088 円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.08 円(0.088 円)				
	区分	料金額							
	2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの	1 課金対象パケットごとに 0.08 円(0.088 円)							
	<p>(イ) 月間累計額の算定</p> <p>通信に関する料金の月間累計額は、次のとおり算定します。</p> <p>① パケット通信モードによる通信による通信(アクセスインターネットプラスに係る通信を除きま す。)に関する料金を(ア)の規定により計算します。ただし、計算して得た額が 5,200 円(5,720 円) を超える場合は、5,200 円(5,720 円)とします。</p> <p>② パケット通信モードによる通信(アクセスインターネットプラスに係る通信に限りま す。)に関する料金を(ア)の規定により計算し、①で算定して得た額に加えます。</p> <p>(ウ) 定額通信料の適用</p> <p>(イ)の規定により算定した料金額を、次表のとおり適用します。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 981 890 1037">(イ)の規定により算定した料金額</th> <th data-bbox="890 981 1527 1037">定額通信料 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1037 890 1081">5,200 円(5,720 円)未満</td> <td data-bbox="890 1037 1527 1081">5,200 円(5,720 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1081 890 1182">5,200 円(5,720 円)以上 5,700 円(6,270 円)未 満</td> <td data-bbox="890 1081 1527 1182">(イ)の規定により算定した料金額と同額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1182 890 1227">5,700 円(6,270 円)以上</td> <td data-bbox="890 1182 1527 1227">5,700 円(6,270 円)</td> </tr> </tbody> </table>	(イ)の規定により算定した料金額	定額通信料 (月額)	5,200 円(5,720 円)未満	5,200 円(5,720 円)	5,200 円(5,720 円)以上 5,700 円(6,270 円)未 満	(イ)の規定により算定した料金額と同額	5,700 円(6,270 円)以上	5,700 円(6,270 円)
	(イ)の規定により算定した料金額	定額通信料 (月額)							
	5,200 円(5,720 円)未満	5,200 円(5,720 円)							
	5,200 円(5,720 円)以上 5,700 円(6,270 円)未 満	(イ)の規定により算定した料金額と同額							
	5,700 円(6,270 円)以上	5,700 円(6,270 円)							
<p>イ 第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用は、第 2 (付加機能使用料) に規定する S!機能 の提供を受けている契約者が、次に該当しない場合に限り選択することができます。</p> <p>(ア) 通信料について、(19)欄の適用を受けているとき。</p>									
<p>ウ 第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除き ます。</p> <p>(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信</p> <p>(イ) (ア)以外のもの</p> <p>① 別記 13 に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信</p> <p>② ①以外のもの</p> <p>A S!機能の利用によるパケット通信以外のパケット通信(アクセスインターネットプラスに係 る通信を除きます。)</p>									
<p>エ 第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を開始する場合の取扱いについては、当社が別 に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 1899 762 1955"></th> <th data-bbox="762 1899 1527 1955">第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1955 762 2134">1 3G 通信サービスに係る契 約の締結と同時に第五種パ ケット通信モードに係る定 額通信料の適用を選択した とき</td> <td data-bbox="762 1955 1527 2134">その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した 日の通信料から、この第五種パケット通信モードに係る定額通信料 の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>		第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用	1 3G 通信サービスに係る契 約の締結と同時に第五種パ ケット通信モードに係る定 額通信料の適用を選択した とき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した 日の通信料から、この第五種パケット通信モードに係る定額通信料 の適用の対象とします。					
	第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用								
1 3G 通信サービスに係る契 約の締結と同時に第五種パ ケット通信モードに係る定 額通信料の適用を選択した とき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した 日の通信料から、この第五種パケット通信モードに係る定額通信料 の適用の対象とします。								

2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者が新たに第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
3 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けていない契約者が新たに第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の初日の通信料から、この第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

オ 当社は、第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者回線について、第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する届出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止します。

- (7) 3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき。
- (4) 第 73 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (9) その他イに規定する条件を満たさなくなったとき。

カ 第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する場合の取扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、同表の 1 欄の規定による第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止後、2 欄に該当する場合は生じたときは、2 欄の規定によるものとします。ただし、オ(4)に該当するものについては登録を完了した日の属する前料金月とします。

第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用	
1 2 以外により第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の廃止があったとき	その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通信料について、この第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
2 3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき	その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日までの通信料について、この第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

キ 第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択した契約者は、定額通信料が適用される料金月については、利用の一時中断をしたとき、利用停止があったとき、その他 3G 通信サービスを利用できなかった期間があった場合でも、アに規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、3G 通信サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月についてその状態が連続したときは、その料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額通信料については、その支払いを要しません。

ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ケ アに規定する定額通信料について、第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止するときは、同一料金月内に第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を開始した場合を除き、

	<p>日割りは行いません。</p> <p>コ 第五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用は、料金月単位で行います。</p>														
(21) モジュールサービス(i)契約者に係る通信料の適用	<p>モジュールサービス(i)契約者に係る契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信であってアクセスポイント接続機能に係る通信(国際アウトローミング機能に係る通信を除きます。)については、第52条(通信料の支払い義務)第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>														
(22) (削除)															
(23) (削除)															
(24) 第六種パケット通信モードに係る定額通信料の適用 【データ定額パック】	<p>提供条件は当社が別に定めるところによります。</p>														
(25) 第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用 【パケット放題S for AQ ケータイ】	<p>ア 第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用とは、契約者(3Gサービス(f)契約者に限りません。以下この欄において同じとします。)の選択により、パケット通信モードによる通信について、(ア)の通信料の規定に基づき算定した通信に関する料金の月額累計額に代えて、(イ)に規定する定額通信料の適用を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 通信料の適用</p> <p>次表の規定にかかわらず、2(料金額)2-1-1(3)アに規定するものの情報量が500Kbyteに達するまでは、下記の課金対象パケットとしての算定を行いません。</p> <table border="1" data-bbox="392 981 1505 1128"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの</td> <td>1 課金対象パケットごとに0.005円(0.0055円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 定額通信料</p> <p>(ア)の規定により算定した料金額を、次表のとおり適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="392 1272 1505 1420"> <thead> <tr> <th>(ア)の規定により算定した料金額</th> <th>定額通信料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,500円(4,950円)未満</td> <td>(ア)の規定により算定した料金額と同額</td> </tr> <tr> <td>4,500円(4,950円)以上</td> <td>4,500円(4,950円)(最大定額通信料)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。</p> <p>(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信</p> <p>(イ) (ア)以外のもの</p> <p>① 別記13に定める契約者回線に係る通信料の請求先分割を利用した通信</p> <p>② ①以外のもの</p> <p style="padding-left: 20px;">A S!機能の利用によるパケット通信以外のパケット通信(アクセスインターネットプラスに係る通信を除きます。)</p> <p>ウ 第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を開始する場合の取扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="392 1899 1505 2089"> <thead> <tr> <th></th> <th>第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 3G通信サービスに係る契約の締結と同時に第七種パケット通信モードに係る定</td> <td>その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの	1 課金対象パケットごとに0.005円(0.0055円)	(ア)の規定により算定した料金額	定額通信料(月額)	4,500円(4,950円)未満	(ア)の規定により算定した料金額と同額	4,500円(4,950円)以上	4,500円(4,950円)(最大定額通信料)		第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用	1 3G通信サービスに係る契約の締結と同時に第七種パケット通信モードに係る定	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
区分	料金額														
2 (料金額) 2-1-1(3)アに規定するもの	1 課金対象パケットごとに0.005円(0.0055円)														
(ア)の規定により算定した料金額	定額通信料(月額)														
4,500円(4,950円)未満	(ア)の規定により算定した料金額と同額														
4,500円(4,950円)以上	4,500円(4,950円)(最大定額通信料)														
	第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用														
1 3G通信サービスに係る契約の締結と同時に第七種パケット通信モードに係る定	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。														

額通信料の適用を選択したとき	
2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者が新たに第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
3 パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けていない契約者が新たに第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択したとき	その選択により、当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の初日の通信料から、この第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

エ 当社は、第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を受けている契約者回線について、第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する届出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止します。

(7) 3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき。

(4) 第73条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

オ 第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止する場合の取扱いについては、当社が別に定める場合を除き次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、同表の1欄の規定による第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を廃止後、2欄に該当する場合が生じたときは、2欄の規定によるものとします。ただし、エ(4)に該当するものについては登録を完了した日の属する前料金月とします。

	第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用
1 2 以外により第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の廃止があったとき	その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通信料について、この第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。
2 3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき	その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日までの通信料について、この第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用の対象とします。

カ 第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択した契約者は、定額通信料が適用される料金月については、利用の一時中断をしたとき、利用停止があったとき、その他 3G 通信サービスを利用できなかった期間があった場合でも、ア(4)に規定する定額通信料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、3G 通信サービスを全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月についてその状態が連続したときは、その料金月（1 料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額通信料については、その支払いを要しません。

キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ク ア(4)に規定する定額通信料については、日割りは行いません。

ケ 第七種パケット通信モードに係る定額通信料の適用は、料金月単位で行います。

コ 第七種パケット通信モードによる通信の1料金月における総通信量が、次表に規定する上限値を超えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、その契約者回線に係るパケット通信モードによる通信を送受信時最大128Kbpsに制限します。

1 料金月ごとに

総通信量の上限値 (1 契約ごとに)
2.5Gbyte

サ コの適用を受けている契約者は、次表に規定する料金額を支払うことによって、当該料金月における通信速度制限の解除に係る申し出を行うことができます。この場合、通信速度の制限解除後の当該料金月の情報量（以下この欄において「制限解除後情報量」といいます。）が、次表に規定する通信量の上限値を超えた場合、コの規定と同様にパケット通信モードによる通信を制限します。

1 契約ごとに

料金額	通信量の上限値
2,500 円(2,750 円)	2Gbyte

シ サで規定する通信速度制限の解除の適用を受けている契約者が通信量の上限値を超えた場合、サで規定する申し出を再び行うことができます。

ス サで規定する通信速度制限の解除の適用を受けている契約者回線において、制限解除後情報量が、増加の申し出があった通信量の上限値に満たないまま翌料金月の初日が到来した場合、増加した通信量から制限解除後情報量を差し引いた情報量を、その翌料金月に限りコに規定する総通信量の上限値に加算します。

(26) 第二種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用

ア 第二種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用とは、3G プリペイドサービス(s)契約者(タイプ B 及び C に限ります。)の選択により、パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信について、次表に規定する期間において、定額通信料の適用を行うことをいいます。

この場合において、3G プリペイドサービス(s)に係る定額通信料の適用には、同表の3種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

1 契約ごとに

種類	定額通信料	期間
200MB プラン	990 円(1,089 円)	2 日又は 2 日以内にパケット通信モードによる通信の情報量の累計が 200MB に達した場合は、そのときまでの期間
700MB プラン	2,970 円(3,267 円)	7 日又は 7 日以内にパケット通信モードによる通信の情報量の累計が 700MB に達した場合は、そのときまでの期間
3GB プラン	5,478 円(6,025.8 円)	30 日又は 30 日以内にパケット通信モードによる通信の情報量の累計が 3GB に達した場合は、そのときまでの期間

イ 第二種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用は、適用を受けることとなる契約

者回線の前払い残高が不足している場合、選択できません。

ウ 第二種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用は、当社が定額通信料を前払い残高から減額した日を 1 日目として適用するものとし、アに規定する表の期間の経過をもって廃止するものとします。

ただし、3GB プランについて、アに規定する表の期間が経過するときに、3G プリペイドサービス(s)契約者が新たに定額通信料の適用の申し出があったものとみなして取り扱います。

エ 第二種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用は、暦日単位で行います。

オ 当社は、第二種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、ウの規定にかかわらず、第二種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用を廃止します。

(ア) 3G プリペイドサービス(s)に係る契約の解除があったとき。

(イ) 3G プリペイドサービス(s)の利用可能期間が終了したとき。

(ウ) 第 73 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(エ) アの表に規定する料金を前払い残高から減額するにあたり、3G プリペイドサービス(s)の契約者回線の前払い残高が不足していることを当社が認知したとき。

(27) 第三種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用

ア 第三種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用とは、3G プリペイドサービス(s)契約者(タイプ D に限ります。)の選択により、パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信について、次表に規定する期間において、定額通信料の適用を行うことをいいます。

1 契約ごとに

種類	定額通信料	期間
100MB プラン	330 円(363 円)	30 日又は 30 日以内にパケット通信モードによる通信の情報量の累計が 100MB に達した場合は、そのときまでの期間

イ 第三種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用は、適用を受けることとなる契約者回線の前払い残高が不足している場合、選択できません。

ウ 第三種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用は、当社が定額通信料を前払い残高から減額した日を 1 日目として適用するものとし、アに規定する表の期間の経過をもって廃止するものとします。

ただし、アに規定する表の期間が経過するときに、3G プリペイドサービス(s)契約者が新たに定額通信料の適用の申し出があったものとみなして取り扱います。

エ 第三種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用は、暦日単位で行います。

オ 当社は、第三種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、ウの規定にかかわらず、第三種 3G プリペイドサービス(s)契約者に係る定額通信料の適用を廃止します。

(ア) 3G プリペイドサービス(s)に係る契約の解除があったとき。

(イ) 3G プリペイドサービス(s)の利用可能期間が終了したとき。

(ウ) 第 73 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(エ) アの表に規定する料金を前払い残高から減額するにあたり、3G プリペイドサービス(s)の契約者回線の前払い残高が不足していることを当社が認知したとき。

(28) (削除)	
(29) (削除)	
(30) (削除)	
(31) (削除)	
(32) 第十二種パケット 通信モードに係る定額通信料の適用 【データプラン 100MB】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(33) (削除)	
(34) 第十四種パケット 通信モードに係る定額通信料の適用 【データプランミニ フィット】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(35) (削除)	
(36) 第十六種パケット 通信モードに係る定額通信料の適用 【データプランミニ フィット+】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(37) 第十七種パケット 通信モードに係る定額通信料の適用 【データプラン 50GB (データ通信)】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(38) 第十八種パケット 通信モードに係る定額通信料の適用 【データプラン 3GB (データ通信)】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(39) 第十九種パケット 通信モードに係る定額通信料の適用 【データプラン 20GB (スマホ)】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(40) 第二十種パケット 通信モードに係る定額通信料の適用 【データプラン 4GB (スマホ)】	提供条件は当社が別に定めるところによります。

(41) 第二十一種パケット通信モードに係る定額通信料の適用【データプラン 4GB (ケータイ)】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(42) 第二十二種パケット通信モードに係る定額通信料の適用【データプランペイトク無制限】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(43) 第二十三種パケット通信モードに係る定額通信料の適用【データプランペイトク 50】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(44) 第二十四種パケット通信モードに係る定額通信料の適用【データプランペイトク 30】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(45) 第二十五種パケット通信モードに係る定額通信料の適用【データプランメリハリ無制限+】	提供条件は当社が別に定めるところによります。

1-2 タイプ I に係る適用

通信料の適用	
(1) (削除)	
(2) (削除)	
(3) (削除)	
(4) 指定回線通信料割引の適用【家族割引】	<p>ア 指定回線通信料割引とは、基本使用料について料金種別の第 7 種 I を選択している 3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は 3G サービス(i)契約者が第 1(基本使用料)1(適用)1-2(タイプ I に係る適用)(4)欄の適用を受けている場合に、1 の指定回線群に係る 3G サービス、3G サービス(f)、3G サービス(s)又は 3G サービス(i)の契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線へ行った通信のうち、通話モードによる通信及びパケット通信モードによる通信 (S!機能又は S!機能(i)に係るメッセージデータ機能の利用による通信に限ります。) について、第 52 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要さないことをいいます。</p> <p>イ 指定回線通信料割引の適用の対象となる通信は、国際アウトローミング機能の利用による通信を除きます。</p>

ウ 当社は、3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は3G サービス(i)契約者からの指定回線基本使用料の適用についての届出を承諾したときは、同時に指定回線通信料割引の適用についての届出を受け、承諾したものとみなして取り扱います。

エ 指定回線通信料割引の適用を開始する場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。

	指定回線通信料割引の適用
1 2 以外のとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この指定回線通信料割引の適用の対象とします。
2 3G サービス契約、3G サービス(f)契約、3G サービス(s)契約又は3G サービス(i)契約の締結と同時に指定回線基本使用料の適用を選択したとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の翌日の通信料から、この指定回線通信料割引の適用の対象とします。

オ 当社は、指定回線通信料割引の適用を受けている契約者回線について、指定回線基本使用料の適用の廃止があった場合には、指定回線通信料割引の適用を廃止します。

カ 指定回線通信料割引の適用を廃止する場合は、その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通信料について、この指定回線通信料割引の適用の対象とします。

キ 指定回線通信料割引の適用は、料金月単位で行います。

(5) (削除)

(6) 特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用

【ホワイトコール 24】

ア 特定 IP 電話サービスへの通信料割引とは、3G サービス契約者、3G サービス(f)契約者、3G サービス(s)契約者又は3G サービス(i)契約者（以下この欄において「契約者」といいます）の選択により、契約者回線から別記 24(1)に定める特定 IP 電話事業者が提供する電気通信サービス（以下この欄において「特定 IP 電話サービス」といいます。）に係る電気通信回線へ行った通信のうち、通話モードによる通信について、第 52 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要さないことをいいます。

イ 特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用は、契約者が、次の全てに該当する場合に限り、選択することができます。

(7) 基本使用料について、料金種別の第 7 種 I を選択しているとき。

(4) 法人以外であるとき。

(7) 契約者又は当社が別に定める基準に該当する者が、別記 24(2)に規定するオプションサービス等を利用しているとき。

(7) 契約者の住所又は居所が、別記 24(2)に規定するオプションサービス等の契約者の住所又は居所と同一のとき。

ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(7) 契約者の氏名が、別記 24(2)に規定するオプションサービス等の契約者の氏名と同一のとき。

ただし、当社が別に定める基準に適合する場合は、この限りではありません。

(7) 1 の別記 23(2)に規定するオプションサービス等に係る契約に対し、特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を受ける回線の数が別記 24(2)に定める数を超えないとき。

(7) 特定 IP 電話サービスへの通信料割引を選択する契約者以外の者の用に供され、それが業として行

	<p>われるもの又は他人の通信を媒介するものでないと当社が認めるとき。</p> <p>(ウ) 通信料について、(7)欄の適用を受けていないとき。</p> <p>ウ 特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を選択する契約者は、イ(ウ)に規定するオプションサービス等を指定して、当社に届け出ていただきます。これを変更するときも同様とします。</p> <p>エ 特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。</p> <p>(ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信</p> <p>(イ) 相互接続番号案内自動接続サービスの利用による通信</p> <p>(ウ) 当社が他人の通信を媒介する電気通信サービスに係るものと認める電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)への通信</p> <p>オ 特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を開始する場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="395 645 1503 1124"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="395 645 1503 689">特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 689 762 833">1 2 以外のとき</td> <td data-bbox="762 689 1503 833">その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この指定回線通信料割引の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 833 762 1124">2 3G サービス契約、3G サービス(f) 契約、3G サービス(s)契約又は 3G サービス(i) 契約の締結と同時に特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を選択したとき</td> <td data-bbox="762 833 1503 1124">その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 当社は、特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を受けている契約者回線について、契約者からの申し出による場合の他、次に該当する場合に特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) イに規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(イ) 3G 通信サービスの利用権の譲渡があったとき。</p> <p>(ウ) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>キ 特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を廃止する場合は、その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通信料について、この特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用の対象とします。</p> <p>ク 特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用は、料金月単位で行います。</p>	特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用		1 2 以外のとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この指定回線通信料割引の適用の対象とします。	2 3G サービス契約、3G サービス(f) 契約、3G サービス(s)契約又は 3G サービス(i) 契約の締結と同時に特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を選択したとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用の対象とします。
特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用							
1 2 以外のとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月の通信料から、この指定回線通信料割引の適用の対象とします。						
2 3G サービス契約、3G サービス(f) 契約、3G サービス(s)契約又は 3G サービス(i) 契約の締結と同時に特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用を選択したとき	その選択により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の通信料から、この特定 IP 電話サービスへの通信料割引の適用の対象とします。						
(7) (削除)							
(8) (削除)							
(9) (削除)							
(10) (削除)							
(11) 第十種パケット通信モードに係る定額通信料割引又は第十一種パケット通信モードに係る定額通信料割引の適用	提供条件は当社が別に定めるところによります。						

【1GB 専用割引】	
(12) 料金種別第 7 種 I に係る定額通信料の適用 【定額オプション+、準定額オプション+】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
(13) 第十種パケット通信モードに係る定額通信料割引又は第十一種パケット通信モードに係る定額通信料割引の適用 【小容量割】	提供条件は当社が別に定めるところによります。